

無許可の回収業者にご注意ください

ご家庭で不用となった粗大ごみや家電製品等の回収には、町から一般廃棄物収集運搬業許可を受けていることが必要です。

産業廃棄物収集運搬業及び処理業の許可や古物商の許可だけでは回収できません。

無許可の業者によって回収された粗大ごみや家電製品等が、不適正に処理され不法投棄や環境汚染等につながるおそれがあります。回収時に依頼者に対して高額な料金を請求された事例もありますので、利用しないでください。

不用品処分でお困りの方は、地域生活課にご連絡ください。

▶無許可の回収業者の例

軽トラックなどで町中を大音量で巡回

空き地で回収

チラシを各家庭に配布

インターネットの広告 など



▶料金に関するトラブル

無料だと思って頼んだら、車に積んだ後に

高額な料金を請求される

最初に聞いた金額の倍以上の料金を請求される

住所、氏名などを知られてしまった恐怖心から

支払ってしまう など



▶問い合わせ先=地域生活課 環境係 ☎0285(56)9131

介護認定をお持ちの方が受けられる控除があります

所得税法や地方税法上において、介護認定をお持ちの方や介護サービスを利用している方は、障がい者控除や医療費控除を受けられる場合があります。各控除を受けるためには、確定申告の際に認定書等が必要になるものもありますので、ご確認ください。

○障がい者控除

介護認定情報の内容が基準を満たす場合に町が発行する「障がい者控除対象者認定書」で障がい者控除が受けられます。

▶申請方法=健康福祉課窓口まで介護保険被保険者証の写しをお持ちください。

▶交付方法=申請者あてに郵送。

○医療費控除(介護サービス利用料)

介護事業所が発行する領収書に「医療費控除対象額」が記載されている場合は、その額が医療費控除の対象となります。(高額介護サービス等で払い戻しを受けた額を除く)

○医療費控除(おむつ代)

介護認定情報の内容が基準を満たす場合には、医師が発行したおむつ使用証明書がなくとも、町が発行する確認書で医療費控除が受けられます。

▶申請方法=健康福祉課窓口までお越し下さい。

▶交付方法=申請者あてに郵送。

郵送で交付しますので、
確定申告前に余裕をもって
お手続きをお願いします。



▶問い合わせ先=健康福祉課 介護保険係 ☎0285(56)9102

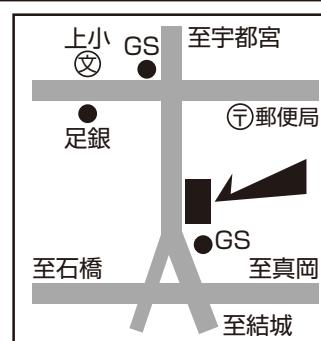
日用品、生活雑貨、作業用品、季節の商品、LPガス、灯油 暮らしの店 海老原善次商店

プレミアム商品券使えます。
商品1つからでも配達します。☎0285-56-2065

ギャラリー &
多目的スペース
やねうら

ご利用を、随時受け付けています。
お気軽にお申し込みください。

上三川町上三川4879 FAX 0285-56-0390 URL <https://ebiharashouten.jp/>



広告

20歳になつたら国民年金に加入します

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者となります。

20歳になつた方には、概ね2週間以内に日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」が送付されます（厚生年金保険に加入している方を除く）。

▶送付される書類=

- ・基礎年金番号通知書
- ・国民年金加入のお知らせ
- ・国民年金保険料納付書
- ・国民年金の加入と保険料のご案内（パンフレット）
- ・保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒



社会保障

老後の生活

「基礎年金番号通知書」は、加入する年金制度の変更手続き（国民年金 ⇄ 厚生年金保険）や年金の請求手続きなどで使用しますので、大切に保管してください（厚生年金保険の被保険者だった方や障害・遺族年金を受給している方（していた方）には送付されません）。

20歳になってから2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、国民年金への加入が必要なため、住民課またはお近くの年金事務所で手続きをしてください。

▶問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎0285(56)9134

宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4281

軽油引取税に係る農業用免税証の交付申請

令和8年分農業用免税証の交付申請を次のとおり受付します。

- ▶受付期日=2月4日(水) 上三川地区・明治地区的うち多功及び天神町
2月5日(木) 本郷地区・明治地区的うち多功及び天神町を除く
- ▶時 間=午前9時30分～正午、午後1時～3時
- ▶場 所=上三川町役場仮庁舎（旧中央公民館） 2階中会議室
- ▶持参するもの=
- (1) 新規申請以外の方
 - ・免税軽油使用者証
 - ・免税軽油の引取り等に係る報告書（納品書等を持参。コピー可）
 - ・420円（手数料）（使用者証が今回更新の方のみ）
 - (2) 新規申請の方
 - ・農業委員会が発行する耕作証明書
 - ・作付内容のメモや使用機械のカタログ等
 - ・420円（手数料）



- ▶免税証の交付=前年度の申請内容に変更のない方 → 書類に不備がない場合、申請日に即日交付します
新規申請の方及び追加交付希望の方 → 後日、県税事務所窓口で交付します
※追加交付希望の方は、前年交付と同数量分は申請日に交付します

- ▶注意事項=
- ・新規申請及び数量変更希望の方を除き、耕作証明書の添付は不要です
 - ・耕作証明書の発行を代理人に依頼する場合は、委任状が必要です
 - ・報告書に添付すべき納品書等を忘れた場合は、免税証の即日交付はできません
紛失した場合は、必ず購入店の販売証明書を持参してください（新規申請の方を除く）
 - ・上記の受付期日で都合のつかない方は、2月16日（月）～17日（火）の間に栃木県庁河内庁舎5階の大会議室で受付をしてください
(受付時間:午前8時45分～11時15分、午後1時～3時30分)

▶問い合わせ先=栃木県宇都宮県税事務所 課税部個人課税課 ☎028(626)3018

上三川町農業委員会事務局 麻務農地係 ☎0285(56)9166